

見附市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 9 月 25 日 (木) 午後 2 時
2. 開催場所 見附市役所 4 階 大会議室
3. 出席委員 出席委員 12 名

1 番 斎藤高央	2 番 渡邊和明	3 番 佐藤徹
4 番 小林平仁	5 番 三本友子	6 番 斎藤義夫
7 番 関谷常夫	8 番 三沢孝喜	9 番 高橋行雄
10 番 小杉義光	11 番 櫻井政志	12 番 山田久栄
4. 議事日程
 - 日程第 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第 2 報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による転用届出の受理について
報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による転用届出の受理について
 - 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の許可について
議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案について
議案第 4 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
5. 農業委員会事務局職員

局長 北村保	次長 菊地民男	係長 萩澤亜紀子
--------	---------	----------
6. 会議の概要

(午後 2 時 開会)

議長 ただ今から、令和 7 年 9 月の農業委員会総会を開会いたします。

(関谷会長) 本日、出席委員は 12 名全員出席です。よって、総会は、成立しております。
招集案内により出席していただいている、農地利用最適化推進委員におかれましては、地域の議案もありますので積極的な発言をお願いします。

議長 はじめに会議録署名委員の指名でございますが、議席番号 3 番 佐藤徹委員、4 番 小林平仁委員の 2 名にお願いします。

議長 報告に入ります。「報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による転用届出の受理について」事務局より報告願います。

事務局 「報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による転用届出の受理について」説明します。

(菊地次長) 12 番、申請地目は田及び畠、2 筆、面積合計 116.56 m²です。転用事由は農作業所建築敷地です。市街化区域内にある農地で、住宅地の中に位置しており、周辺地域

に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので受理したものです。報告は以上です。

議長 事務局からの報告が終わりました。質問、意見等ありましたらお願ひします。
(質問、意見なし)

議長 質問等ないようですので、続いて「報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について」事務局より報告願います。

事務局 「報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について」説明します。
(菊地次長) 13番、申請地目は田、面積合計347m²です。転用事由は住宅建築敷地、権利種別は売買による所有権移転です。
14番、申請地目は畠、面積228m²です。転用事由は住宅拡張庭敷地、権利種別は売買による所有権移転です。
13番、14番とも、市街化区域内にある農地で住宅地の中に位置しており周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので受理したものです。報告は以上です。

議長 事務局からの報告が終わりました。質問、意見等ありましたらお願ひします。
(質問、意見なし)

議長 質問等ないようですので以上で報告を終わります。

議長 続いて議事に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について」上程します。事務局より説明願います。

事務局 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について」説明します。
(垂澤係長) 15番、申請地目は田、4筆、合計面積4,117m²です。
譲受人は今まで譲渡人の農地の一部を耕作しています。譲渡人が高齢のため農地の整理を考えていたところ話がまとまりました。申請については、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。15番について地区担当委員の山田委員より補足説明をお願いします。

山田委員 譲渡人は現在1人暮らしで、子供も市外に住んでいて、今後は農業をやる人もいないそうです。以前から耕作をお願いしていた譲受人と話がまとまり、農地を譲ることになりました。譲渡人は農業規模拡大をしている方ですので、問題ありません。

- 議長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(質問、意見なし)
- 議長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議案第1号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。
- 議長 続いて「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の許可について」上程します。事務局より説明願います。
- 事務局 「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の許可について」説明します。
- (菊地次長) 7番、申請地目は畠、面積合計 224 m²です。転用事由は、敷地内通路及び農業用資材置き場、権利種別は贈与による所有権移転です。
申請人は所有権移転に伴い申請地を確認したところ、譲渡人の先代が作業所の通路及び農業用資材置き場としてコンクリートで覆い使用していた地目が農地であることが判明し、今回申請するものです。立地基準は住宅が連坦する区域内の農地で宅地化の状況などから第3種農地と判断されます。資料として位置図、申請地の全部事項証明書、更正図の写し、地元農家組合長から農地転用に関して支障がない旨の同意書等を添付しておりますので、ご確認をお願いします。説明は以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりました。
7番について地区担当委員の齋藤高央委員より補足説明をお願いします。
- 齋藤委員 農地の場所は工場が建っており、譲渡人のご家族が仕事をしていましたが、その方も亡くなり使用しない状態になっていました。譲受人は農機具や資材置き場を捜していたところ譲受人と話がまとまりましたが、土地を調べたところ一部が農地と分かったため申請するものです。譲渡人はご夫婦ずっと農業をやっている方で、また手続き申請もちゃんと行い、周囲の同意も得ており、問題ありません。
- 議長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(質問、意見なし)
- 議長 質問、意見がございませんので採決に入ります。議案第2号を原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議長 続いて「議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について」上程します。事務局より説明願います。

事務局 「議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について」説明します。

(葦澤係長) 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたり農業委員会から意見を聞くこととされていますので、当会に対し意見が求められています。

新規の促進計画、11筆、合計面積47,451m²です。

これらは農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている各要件を満たしており、適切であると考えます。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問、意見がございませんので採決に入ります。議案第3号を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議長 続いて「議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」上程します。提案理由について事務局より説明願います。

事務局 「議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」説明します。

(菊地次長) 今年度、他県で農地利用最適化推進委員が自己所有農地へ廃棄物の不法投棄に伴う逮捕・起訴され、拘禁刑が確定。また、農業委員会事務局職員による転用許可事務の際、無断で公印を使用し懲戒処分となったなどの不祥事が続けて発生したことから、全国農業会議所から法令遵守に関する決議が求められており、当農業委員会においても改めて法令遵守の申し合わせを決議し、周知徹底を図ることとします。決議案については会長が読み上げます。

議長 【決議文 読み上げ】

事務局 なお、決議案の2で研修等を実施することと記載されています。来月10月の総会

(菊地次長) 後、県農業会議から職員を派遣していただき、法令遵守の研修会を開催しますので、よろしくお願ひします。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議案第4号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
(「異議なし」の声)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議長 本日の日程は全て終了いたしました。以上で令和7年9月の農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時20分 閉会)

議事録に相違ないものと認め、ここに署名致します。

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

議事録調製者（係長）_____